



©藤沢市

藤沢市立中学校のみなさんへ

あなたの夢を応援します！

大学等に進学を するための学費を 給付します！

藤沢市給付型奨学金制度のご案内

藤沢市では、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちの教育の機会均等を図るため、返済の必要がない給付型の奨学金制度を実施しています。

<給付内容について>

- 対象校：大学、短期大学、専門学校など ※医学部・歯学部を対象とした奨学金制度もあります。
- 給付額：・入学準備奨学資金(入学金相当) 上限15万円(1回)
・学費奨学資金(学費相当) 上限40万円(年額)

<給付の対象となる条件>

1. 申請年度の4月1日時点で次のいずれかに該当すること。
 - ・藤沢市に1年以上住民登録がある世帯の子ども
 - ・藤沢市で1年以上生活保護を受給している世帯の子ども
 - ・藤沢市の児童養護施設等に1年以上入所している子ども
2. 次のいずれかに該当すること。
 - ・申請年度の住民税が非課税の世帯の子ども
 - ・申請年度の合計所得が260万円未満の世帯の子ども
3. 高校2年の学年末までの評定平均が3.1以上で、進学目的があり、学習意欲が高いこと。

※上記は2024年度の場合です。給付額や条件については、今後変わる場合があります。

正規の修業年限内の
給付になります♡



©藤沢市

大学等へ進学を希望する学生向けに、国の支援制度も行われています。
詳しくはこのお知らせの裏面をご覧ください。

問い合わせ先

藤沢市 教育委員会 教育総務課
TEL 直通0466(50)3556



藤沢市給付型奨学金制度の
ホームページはこちらから



～国の高等教育修学支援新制度～

大学・短期大学・専門学校などでの 学びを国が支援する制度があります。

■どんな制度なの？

この制度には、

- ・給付型奨学金(返済が不要な奨学金)
- ・授業料等の減免(授業料と入学金の免除または減額) の2つの支援があります。

■どんな学生が対象になる？

世帯収入等の要件を満たしており、進学先で学ぶ意欲がある学生が対象となります。

■どのくらい支援してもらえる？(支援の金額)

世帯の収入や進学先の学校の種類(大学、短期大学、専門学校など)、自宅から通うか・一人暮らしか、などによって支援金額は変わります。

例えば住民税非課税世帯の場合・・・

case
1

私立大学に
自宅以外から通う場合

支援額	給付型奨学金	約91万円/年
	授業料 入学金	上限 約70万円/年 上限 約26万円/年

case
2

私立専門学校に
自宅から通う場合

支援額	給付型奨学金	約46万円/年
	授業料 入学金	上限 約59万円/年 上限 約16万円/年

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生への支援額は、上記の2/3又は1/3になります。

※多子世帯や理工農系を対象とした支援も行われています。



←詳しくは、「高等教育の修学支援新制度」特設サイトをご覧ください。

【 お問い合わせ 】



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

0570-666-301(ナビダイヤル・全国共通)
月～金 9:00～20:00(祝日・年末年始を除く)

または



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

03-5253-4111(代表)
050-3772-4111 (IP 電話代表)